

資格確認書の更新交付を行います

医療機関等の受診はマイナ保険証が基本となっておりますが、令和8年11月30日までの資格確認書を交付中で、現在もマイナ保険証をお持ちでない場合※は、有効期限を更新した資格確認書を交付いたします。交付にあたって本人からの申請は不要で、資格確認書交付対象者を当健保組合にて確認し、職権により交付いたします。

※マイナ保険証をお持ちでない場合とは？

- ・マイナンバーカードを作成していない。または作成しているが、健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている 等

送付時期

令和8年10月末より順次（事業所へ送付します。）

資格確認書
更新交付
対象者

令和8年9月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない方

※なお、令和8年10月1日以降に加入され、令和8年11月30日までの資格確認書をお持ちの方についても、同様に職権交付を行います。交付時期は11月中旬以降となる予定ですので、ご了承ください。

更新後の
有効期限

令和13年11月30日

Q. 今持っている資格確認書（令和8年11月30日期限）はどうすればいいのか？

A. 期限到来後の資格確認書は返却不要ですので、ご自身で破棄してください。
なお、令和8年11月30日までに退職等で当組合の健康保険の資格を喪失する場合は、必ず事業所へご返却ください。

お願い

マイナンバーカードに保険証利用登録をすれば、すぐにマイナ保険証として利用することができますので、この機会にぜひご登録をお願いします。

健康保険証機能をマイナンバーカードへ登録(マイナ保険証)するには？



受診時に
簡単登録！

医療機関等窓口の
カードリーダー



スマホで
簡単登録！

マイナアプリ
(旧マイナポータルアプリ)



詳しくは
QRコードから！



iPhone



Android